

序章

はじめに

- I 緑の基本計画とは
- II 改定の背景と趣旨
- III みどりの機能・役割
- IV 計画の位置づけ

1 緑の基本計画とは

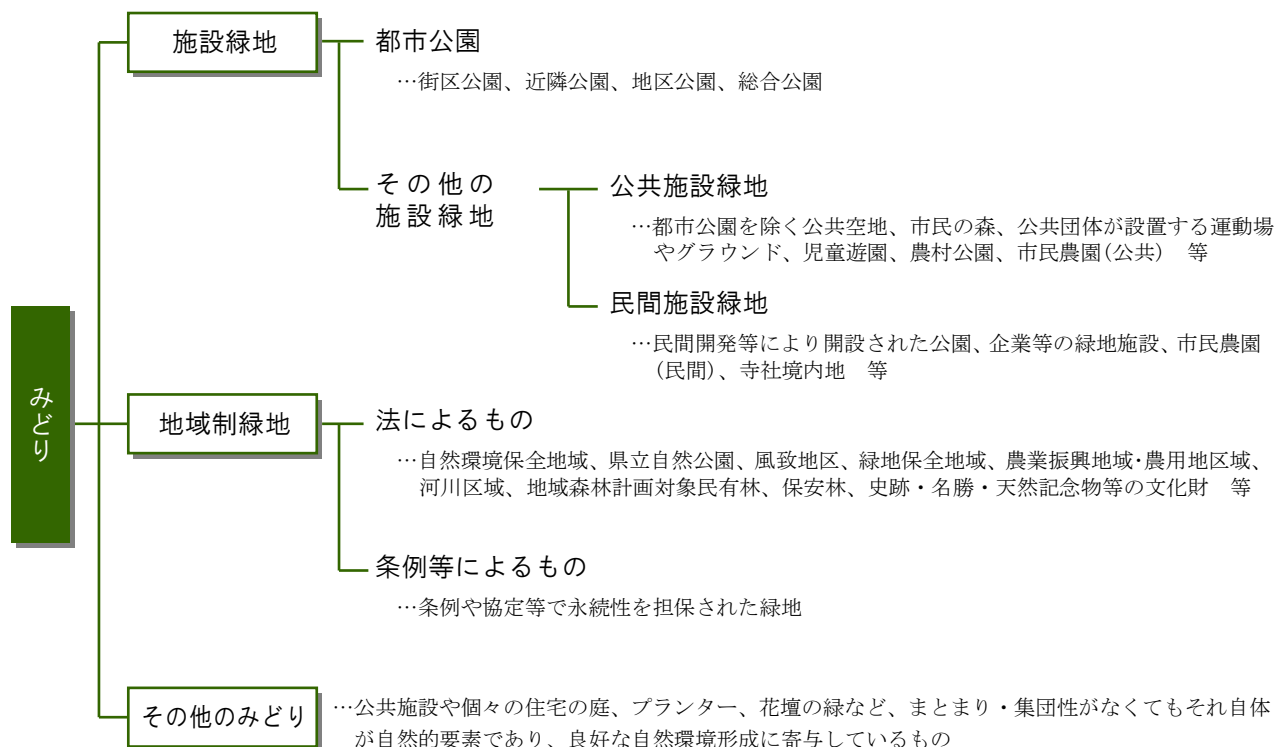
1. 緑の基本計画の概要と目的

『緑の基本計画』とは、都市緑地法第4条に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村がその区域における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する「みどりとオープンスペースに関する総合的な計画」です。この計画は、地域の実情を十分に勘案するとともに、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取り組みを総合的に展開することを目的としています。

2. 本計画が対象とする「みどり」

私たちの身の回りには、様々な「みどり」があります。本計画では、公園や学校のグラウンドなど施設としての緑地、保安林や河川区域など法や条例による緑地に加え、個々の住宅の庭・花壇といった身近なみどりも含め、自然的環境を有する土地や空間を「みどり」と表現することとします。

■ 本計画で取り扱う「みどり」の分類 (参考：緑の基本計画ハンドブック (社)日本公園緑地協会)



緑 …新芽。緑色の草木、植物。

みどり …樹林や公園緑地、農地、崖線、河川、敷地内緑化などをいう。

緑地 …樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。(都市緑地法・第3条)

自然環境 …ある物をとりまく地勢・動植物・天候など、人の手が加わっていない事物や状況。

II 改定の背景と趣旨

御殿場市（以下、「本市」という。）では、計画目標年次を令和2年度（2020年度）とする「御殿場市緑の基本計画」を平成16年（2004年）2月に策定し、市民や事業者等とともに固有の自然資源や地域資源との調和を図りながら、地域内外の人々が求める様々なニーズに応えうる特色のあるみどりを実感できるまちの実現に向け、取り組んできました。

計画策定から約17年が経過し、その間、人口減少社会の到来・少子高齢化社会の進行・経済状況の変化・市民活動の活発化・多発する自然災害など、みどりを取り巻く社会・経済情勢が大きく変化しました。

また、農地の減少や公園施設の老朽化、多様化する公園・緑地への利用ニーズへの対応等、みどり豊かなまちづくりに向けた課題が顕在化したことで、みどりやオープンスペースの整備・保全に民間活力を最大限に活用し、みどり豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目標とし、都市緑地法や都市公園法の改正など、みどりに係わる法制度が改定されました。

これらを踏まえ、この度、「御殿場市緑の基本計画」（以下「本計画」という。）を改定することとします。

■ 社会・経済情勢の変化

- ・ 少子高齢化の進展や人口減少社会の到来（日本の総人口は平成20年（2008年）をピークに人口減少に転じた）。
- ・ 平成20年（2008年）の世界的な金融危機を受けた急激な景気の落ち込み。
- ・ 平成21年（2009年）に富士山静岡空港開港、平成24年（2012年）に新東名高速道路が一部開通。
- ・ 平成23年（2011年）の東日本大震災や平成26年8月豪雨（2014年）による広島市の土砂災害、平成27年9月関東・東北豪雨（2015年）、令和2年7月豪雨（2020年）等、激甚化する自然災害。
- ・ 日本を訪れる外国人の数の増加。平成25年（2013年）に1,000万人を達成、平成28年（2016年）には2,000万人を超えた。
- ・ 平成25年（2013年）の「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」の世界遺産登録。
- ・ 令和3年（2021年）に国道138号バイパス及び新東名高速道路 御殿場JCT～新御殿場IC区間が開通。
- ・ 令和12年（2030年）を年限とする持続可能な開発目標（SDGs）の達成を目指すこととされている。
- ・ 新型コロナウイルスの流行に伴う新しい生活様式。

など

III みどりの機能・役割

みどりは環境保全、レクリエーション、防災・減災、景観形成など、多様な機能を有します。さらに、地域コミュニティの維持・形成や、地域の活性化や経済の発展等にも貢献します。

■ みどりが持つ多様な機能

環境保全	人と自然が共生する都市環境を確保するみどり ・ 快適な生活環境の形成 ・ 生物多様性の確保
健康・レクリエーション	健康で豊かな暮らしを支えるみどり ・ 自由に遊ぶことができる公園、質の高い余暇活動 ・ みどりに囲まれた空間の中で健康的なライフスタイルを提供、健康増進に資する運動の場
防災・減災	災害防止、避難拠点・救助活動拠点などの機能により、安全・安心を確保するみどり ・ 自然災害や人為災害の危険から人やまちを守る ・ 避難・救助・復旧拠点として役立つ
景観	潤いのある美しい景観を形成するみどり ・ 美しくうるおいのある、歴史的なみどりや伝統など市を代表する郷土景観 ・ 郷土に対する愛着意識の涵養 ・ 多様性や四季の変化が心をはぐくむ
歴史・文化	地域の文化を伝承するみどり ・ 社寺林や史跡、昔から愛される歴史あるみどりなど、地域特有の歴史文化を後世に伝承する
子育て・教育	子どもの遊びや自然教育を支えるみどり ・ 子どもや子育て世代が安心して遊べる空間 ・ 自立した生きがいの感じられる生活につながる
コミュニティ ・ 活力	にぎわいや市民同士の係わり合いを生むみどり ・ 活動を通じた交流による地域への愛着や地域コミュニティの醸成
観光	国内外から訪れる観光客を惹きつけるみどり ・ 観光地や景勝地として魅力増進、地域の歴史資産を活かした公園が地域の歴史・文化を伝える ・ 観光資源として経済を活性化
生産	生産の場として地域の生業を支えるみどり ・ 農産物や水産物を供給し人々の食を支える、地域の生業を支える ・ 地域ならではの産物が地域の個性と魅力を生み出す

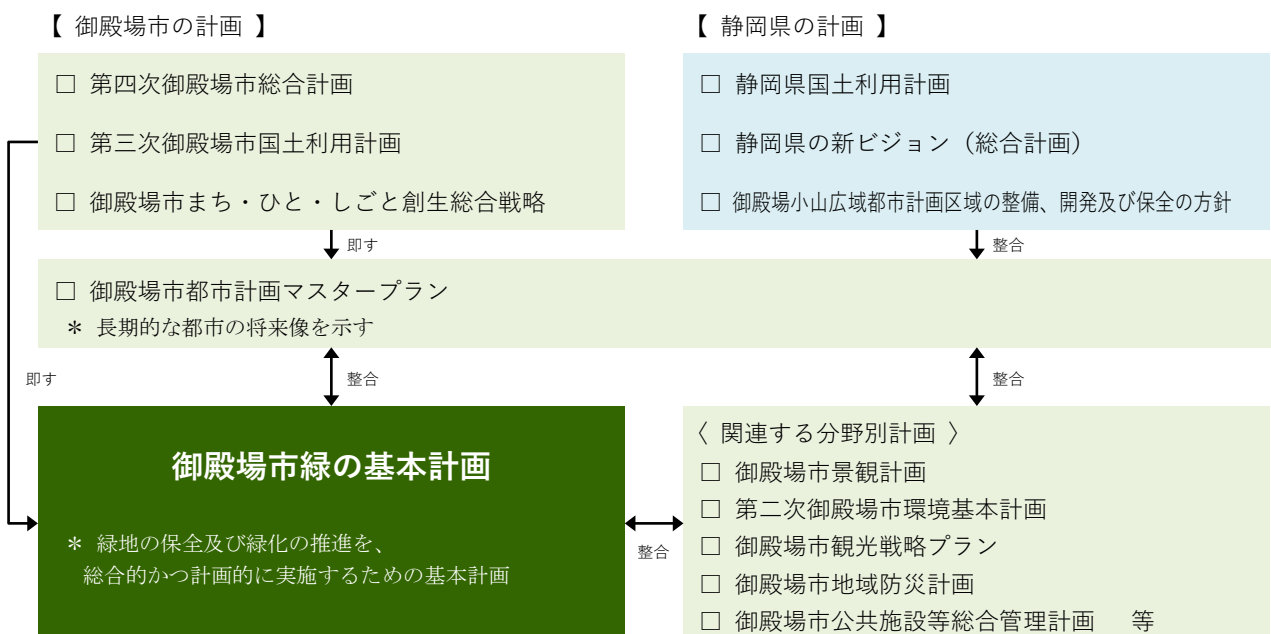
IV 計画の位置づけ

1. 計画の位置づけ

本計画は、御殿場市都市計画マスタープランの分野別計画の一つに位置づけられ、御殿場市都市計画マスタープランに示されたまちの将来像を、「みどり」の視点から実現していくものです。

また、みどりが持つ景観形成、環境保全、観光振興、防災等の機能に係る分野別計画とは、調整・整合を図る関係にあります。

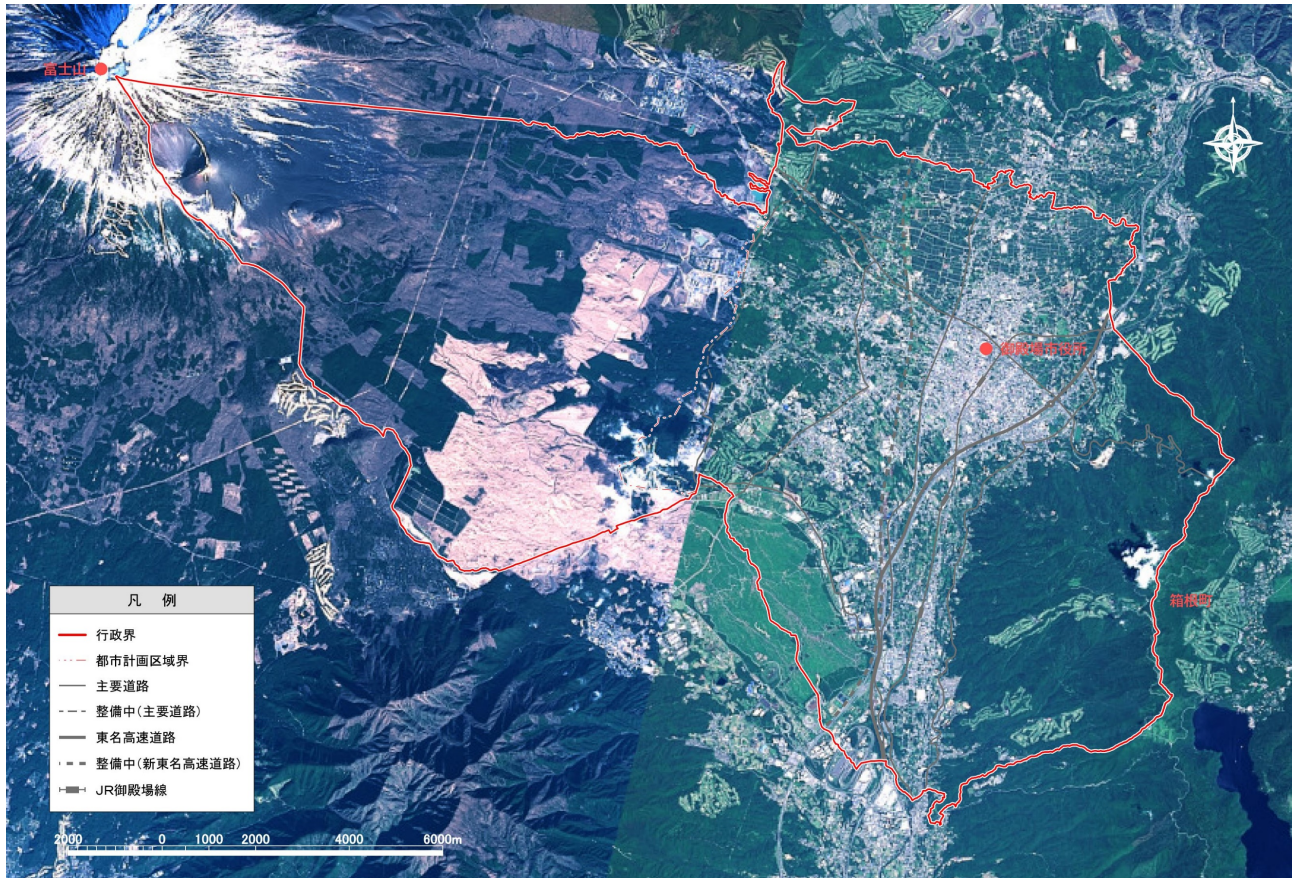
■ 緑の基本計画の位置づけ



2. 計画の対象区域

富士山や箱根山をはじめとするみどりが都市計画区域内外に多く存在しているため、対象区域は市内全域を対象とします。

■ 対象区域図 (出典：地理院地図 (国土地理院))



3. 計画の目標年次

本計画は、御殿場市都市計画マスタープランの分野別計画であることから、目標年次は御殿場市都市計画マスタープランに合わせ、概ね 20 年後の令和 22 年（2040 年）とします。

また、本計画を「みどりとオープンスペースに関する総合的な計画」として機能するように、みどりを取り巻く状況等の点検・評価を踏まえ、概ね 10 年後の令和 12 年（2030 年）に中間見直しとして、本計画の一部または全ての見直しを予定しています。

なお、本計画は、社会情勢の変化や上位計画の改定等により、みどりの維持・保全・活用等に関する方向性に大きな変化が生じたときは、必要に応じて、適宜、見直しを行います。